平成 25 年度地方税制改正（案）について

総　務　省
平成 25 年１月

平成 25 年度税制改正の大綱（１月 29 日閣議決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり。

１ 成長による富の創出に向けた税制措置

◎　日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置

○　生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設、研究開発税制の拡充等を、法人住民税、法人事業税にも適用。

◎　金融所得課税の一体化等

○　金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更。

○　少額上場株式等に係る配当・譲渡益等の非課税措置（日本版ＩＳＡ）を拡充。
（非課税投資総額：最大 500 万円、非課税口座開設期間：平成 26～35 年（10 年間））

○　法人に係る利子割を廃止。

２ 住宅・土地税制

◎　個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

○　所得税の住宅ローン控除の適用者（平成 26 年から平成 29 年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

居　住　年	現行（～平成 25 年 12 月）	平成 26 年１月～3 月	平成 26 年 4 月 ～平成 29 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の ５％（最高 9.75 万円）	所得税の課税総所得金額等の ５％（最高 9.75 万円）	所得税の課税総所得金額等の ７％（最高 13.65 万円）

※ この措置による平成 27 年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

３ 復興支援のための税制上の対応

○　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を１年延長。

４　納税環境整備

◎　延滞金等の利率の見直し

○　国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引下げ(H26.1.1～)。

延滞金：14.6%→9.3%（納期限後１カ月以内：4.3%→3.0%)、還付加算金：4.3%→2.0%

◎　個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

○　市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の２分の１に相当する額とする等の見直しを行う。

５ 主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で３年延長。

○　首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。

○　資源エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭（いわゆるバルク港湾）において整備される荷さばき施設等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設。

○　都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設、わがまち特例を導入。